

令和元年度9月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和元年 9月24日（火）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名

1 田中 正規	2 植田 眞二	3 細貝 輝男	4 高木 敏彦
5 日野 静則	6 宮本 武	7 末田 麻理江	8 玄羽 和幸
	10 古川 初登	11 椿 徹	12 三上 孝行

出席推進委員 5名

6 日野 武信	7 和田 保人	8 北村 豊弘	9 日高 甚蔵
12 森脇 正巳			

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

①農地法関連

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第5号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について
- ・ 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について
- ・ 議案第7号 国土調査法における地目認定について
- ・ 議案第8号 邑南農業振興地域整備計画の変更について

②農地法関連

- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

(1) 連絡事項

会議の概要

<p>議長</p>	<p>これより第6回邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (会長あいさつ)</p> <p>議事録署名委員さんの指名ですが、3番の細貝委員さん、4番の高木委員さん にお願い致します。欠席は9番の沖田委員さん、13番の大石委員さんでございま す。</p> <p>それではさっそく議題の方に入ります。①農地法関係、議案第1号、農地法第 3条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼致します。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請については、 今月は6件です。</p> <p>申請番号013-6、農地の所在は下亀谷××、登記地目畑、面積248㎡、同じく 下亀谷××、登記地目畑、面積101㎡、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は △△△△、譲受人は○○○○です。</p> <p>続きまして申請番号013-7、農地の所在は下亀谷××、登記地目畑、面積は485 ㎡、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は▲▲▲▲、譲受人は○○○○です。</p> <p>続いて申請番号013-8、農地の所在は下亀谷××、登記地目畑、面積262㎡、 同じく下亀谷××、登記地目畑、面積は147㎡、譲渡人は□□□□、譲受人は○ ○○○です。</p> <p>続きまして申請番号013-9、農地の所在は下亀谷××、登記地目田、面積555 ㎡、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は■ ■ ■ ■、譲受人は○○○○です。</p> <p>続きまして013-10、農地の所在は三日市××、登記地目田、面積1546㎡、同 じく三日市××、登記地目田、面積1257㎡、同じく三日市××、登記地目田、 面積1465㎡、3条の無償の所有権移転です。譲渡人は◎◎◎◎、譲受人は▽▽ ▽▽です。</p> <p>続きまして申請番号013-11、農地の所在は市木××、登記地目田、面積は1019 ㎡、同じく市木××、登記地目田、面積は1282㎡、同じく市木××、登記地目 田、面積460㎡、同じく市木××、登記地目田、面積1074㎡、同じく市木××、 登記地目田、面積1254㎡、同じく市木××、登記地目田、面積229㎡、同じく 市木××、登記地目田、面積1537㎡、同じく市木××、登記地目田、面積1709 ㎡、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は▼▼▼▼。以上 6件です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。3番から9番までは私の担当ですので代理に 変わって進めていきたいと思えます。</p> <p>～ 議長交代 ～</p>
<p>代理</p>	<p>そうしましたら、先程言われましたように会長の案件ですので変わって進行さ せていただきます。</p> <p>それで会長からお聞きしたんですけれどもナンバー013-6番から8番については 地図を見ていただければわかりますように場所がほとんど同一地区になります</p>

1 番	<p>ので、説明については、3件の案件については一緒に説明をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。会長お願いします。</p> <p>失礼します。場所はですね、昔あの、リンゴ園がありました、あの入口から入ってちょっと奥まったところの方になります。リンゴ園が閉鎖してからかなり経ちますけども、まあ一応整地して返された時に3軒ですか、うちはもう何も作れんからよろしくお願いしますということのお話しでした、これが〇〇さんの名前になっておりますが●●さんの方にお問い合わせ、そこで借りてやっておりますが、そういう形で譲り受けられたという風に聞いております。△△さんは、多少なりとも場所が、漠然とこの辺だろうということで出ておりますが、△△さん、▲▲さん、□□さんと、ここで今回出ております。農業者年金の関係でですね、●●さんが取得するとまた誰かに頼まないけんということで息子さんが今回帰られて、息子さん名義で取得をしたいということで今回出ております。まあそういうことでございます。どうぞよろしくお願いします。チェックシート見てもなんら問題はないという風に判断しました。よろしくお願い致します。</p>
代理	<p>はい、ありがとうございます。そうしましたら 013-6 の方から審議に入りたいと思います。何か案件についてご質問、ご意見等ありましたら挙手の方でお願い致します。</p>
推 6 番 代理	<p>失礼しました。この場所については日野委員さんも担当ということで、大変失礼致しました。何かありますか。</p> <p>支障ないと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>すいません、大変失礼を致しました。何かありませんでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>はい、そうしましたらないようですので 013-6 の案件について、賛成なら挙手の方をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成ということで許可相当と認めることに致します。ありがとうございました。</p> <p>続きまして 013-7 号の案件について、続いてお願いをしたいと思っております。何かありませんでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>続いてそれじゃあ採決の方に入りたいと思っております。013-7 号について、賛成と思われる方は挙手の方お願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成ということで許可相当と認めることに致します。</p> <p>引き続きまして 013-8 の案件について、何かありませんでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ありませんでしょうか。はい、ないようですのでそれでは、採決の方に入りたいと思っております。013-8 号の案件について、賛成でしたら挙手の方をよろしくお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>はい、全員賛成ということで、許可相当と認めることと致します。ありがとうございました。</p> <p>続いて、それでは013-9について、説明の方を田中会長、よろしくお願ひします。</p>
1 番	<p>場所はですね、●●●●さんの家から学校の方へ向かいまして、川の一番近いところの位置にあります。ちょうど三角形でございまして、今野菜だとか、堆肥置き場みたいになっています。いずれも●●●●さんが管理を、現在もされております。名前はまあ■■■■さんの名前になっておりますが、一応元々は●●●●●さんの農地になりますんで、自分で管理をされとるということで、今回返してきんさいいうことで、議案として出ております。まあ〇〇さんが帰られて、広島の警察官でございましたが帰られて、元気な方でございますので何分にも問題はなかろうかという風に思っております。チェックシートを見てもとりわけ問題はないという風に思いました。どうかよろしくお願ひします。</p>
代理 推 6 番 代理	<p>はい、ありがとうございました。そうしましたら日野委員さん、何か。</p> <p>支障ないと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ありがとうございます。そうしましたら皆さんの方で何か質問ご意見等ございましたら、協議の方よろしくお願ひします。</p>
10 番	<p>基本事項の確認なんですけど、013-9 の案件、■■■■さんとこの〇〇さん、譲渡人は■■さんで譲受人は〇〇さんということなんですけど、これは住所が一緒だということはこれは親子かなんか、同居されとるんですかね。それで有償っていうのはちょっと、まあ一応あれなんですけど、親子で有償で譲渡というのは何かという気がするんで。</p>
事務局	<p>失礼致します。■■■■さんの住所、申請の分なんですけど、両方同じものが書かれておるといふのと、あと多分ですが■■■■さん自体のお家の方が、すいません地図の方ご覧いただければと思いますが、3条番号8申請地と書いてある下のところになって隠れておるんですけど、そこが今お住まいの住所です。ただですね、システム上ですね、××番地を引っ張って来ておられるということで、住民票自体は××のままあつてのものだと思われまして。関係でいいますと〇〇さんの叔父さんになられる。</p>
1 番	<p>●●さんと■■さんは兄弟です。で、●●さんの婿養子になられますが、それは〇〇さんです。いう関係でございまして。■■さんから見れば義理の甥っ子です。いうことでございまして。</p>
代理	<p>事務局の方から説明をいただきましたが、何となく分かったような。元からその番地がシステム上ということなんですけど。</p>
8 番	<p>今聞いたら叔父さんとの間で住所が一緒いうのはありえんので、これはもういっぺんちょっと調べ直してから。</p>
11 番 事務局	<p>申請書はどうなつとるんだ。</p> <p>申請書も××です。で、これはあの、多分住所の変更をされてなくて、■■さんが。はい、多分家出られた時から。そのままの住所で今すべていっとなられるみたいなんです。いろんな申請もそのようになって、現住所、住まわれてるところ</p>

8 番	だけが別のところの世帯の別の家、別棟の方に住まわれておられると。
代理	偽造書類か、これは。住んどるところとあれが違うようになる。住んどるところ変えてからもういっぺん出しなされ言うた方がいいんじゃないですか。
代理	先月も一件ほど番地が違って、申請とあれとのギャップがあって、今月また再申請ということで今度は住所が変わって出していただいとる訳ですけど、どう致します。
8 番	同じことだ。前はいいが今日はええいうことは出来んけえ。これは許可出来ません。私はそう思います。
代理	みなさんいかがでございましょうか。会長、どうでしょうか。
1 番	もういっぺん確認を取って、それからにしましょう。
10 番	たまたまこれだけど、今日農業委員会の3条の申請でそういうような問題になったんですけど、実態におうた住所にしとकिनさらんと今後いろんな問題について、いろんな事案について住所が正確でないことになると、例えば免許書の更新とかなんとかになるとこれ、公文書の誤申請みたいな格好になる。住所は適正に直しておかれた方がいいと思いますよ。この申請についてもやっぱり、正確な住所にしてから申請された方が、まあ公文書として残すもんなんので。これ見たら誰が見ても、事情知らん者が見れば同じ住所で、親子で有償の農地を移転するっていう風に見える。そういう風に疑問に思うけえ、やっぱり正確に、実態に合わせて変えられた方がいいと思います。
代理	受付の時にちょっと確認をしながらしていただきたいと思いますが。まあこの住所というのは結果的に個々の家の事情もあったりしますので、まあ一概に、たまたま今回委員会でこういう案件が出たことによって発覚いうか分かる訳ですが、通常的生活というかそれによって番地を改めて、もちろん訂正は必要だとは思いますが、個々の問題があるのでどこまでどう言っているかというのは私はどうかなと思うんですけども。まあたまたま今回、先月もあって今月もだということですので、ひとつこの案件については再度確認の上に申請をしていただくということで、この案件については終わりたいと思いますが、いかがでございましょうか。
	それでは会長の方に渡したいと思います。
	～ 議長交代 ～
議長	はい、ありがとうございます。それでは10番にまいます。10番の、ちょっと待ってください、沖田委員さんと北村委員さんです。
事務局	沖田委員さん欠席ですので、事務局から説明をさせていただきますと思います。先日、昨日ですね、沖田委員さんの方と北村推進委員さんの方で現地の方を確認をしていただきました。で、◎◎さんは、申請者の◎◎さんですが今現在は岡山の方に嫁がれておられて、農地の方が残っている状態です。今現在は※※の方が作付をされておられます。まあ申請譲受人の▽▽▽▽さんの方が耕作をされておられるということで、問題はないという風に判断していますということで伺

議長 推 8 番	<p>っております。</p> <p>はい、ありがとうございます。北村委員さん、何かございますでしょうか。</p> <p>北村でございますが、昨日沖田委員さんと現地を確認させていただきました。沖田委員さんは本日お父さんの件で、どうしても本日の委員会に出席出来ないということでございましたので、私にひとつお願いしたいということでございました。で、受人の▽▽さんですが、ほ場整備前、56年と、昭和56年とお聞きしました、ずっと田んぼの状態で耕作しておるということを説明を受けまして、立派な田んぼでありました。猪の害はあるんがな、まあずっと作っとるんだという説明でありました。別に問題はないと思いますのでどうかよろしくお願い致します。以上でございます。</p>
議長 10 番	<p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>申し訳ないんですが、▽▽▽▽さんはまあ受人ということなんですが、この方の経営面積とか自作面積とかいうところが空欄になっとるんですが、こういうところはありえんと思うんですが、その点は事務局どうでしょうか。</p>
事務局	<p>失礼致します。▽▽▽▽さんですが、今現在※※という法人の方の代表をされておられます。そちらの方で耕作をされておられまして、所有地自作地、経営地の方は所有地等々ございませんので、今現在はこのような0という風になってます。</p>
10 番	<p>ということは▽▽▽▽さんの本来の所有地、所有農地も全部※※の方に耕作の委託をしとるいうか、貸付とるいう格好なんですか。</p>
事務局	<p>所有農地はございません。お持ちではないので今回所有をされるということになります。</p>
10 番	<p>それだったら面積要件にかからへんのか。</p>
事務局	<p>いや、これで3反を越えますので面積要件はクリアできます。</p>
10 番	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>はい、その他ございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
4 番	<p>和田さん、一応採決しますんでちょっと座を外してもらえますか。はい、それでは013-10番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p>
4 番	<p>(全員挙手)</p>
4 番	<p>はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。</p>
4 番	<p>続きまして11番にまいります。高木委員さん、お願い致します。</p>
4 番	<p>失礼します。農地法3条の11の件についてご説明します。場所は猪子山集落に当たります。瑞穂ハイランドの通常の入りにくからずっとまた入っていく、バレー側というもっと奥のところの入りにくがあるんですけど、そこに行く途中の区間の土地に当たります。ゼンリンの、****さんがちょうど川の向こうくらいにお住まい、に当たると思います。◇◇さんは実は平成28年に亡くなられております。裁判所の方から管財人として◆◆司法書士さんが一応認定されまして、管財人さんの元でこの案件は進められております。日曜日に日高委員と一緒に現地確認して▼▼さんとお会いできましたので、▼▼さんともお話出来ました。年齢</p>

議長	<p>的にも若いですし、息子さんもいらっしゃいます。機械等もお持ちですので問題なかろうという風に見ております。よろしくお願ひします。</p>
10番	<p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願ひ致します。ありませんでしょうか。ございますか。</p> <p>地図がね、3条の10の後に2条とか4条の図面が載っとして、その裏に3条の11が載っとするんですよ。そうすると見ていったらあれ、3条の11の図面がないだろうと感ずるので、その次の図面が裏表逆にした方がいいのかなという気がしたもんで。</p>
事務局	<p>1枚ほど離れたところにあるんで。</p>
10番	<p>分かりました、すいません。</p>
議長	<p>500㎡くらい数字が合わんのですけど、なんかあるんですかね。経営面積と、今回出とる8400を見ると、500㎡くらい。なんか、これに載ったらんもんがなんかあるのかなあ思って。</p>
4番	<p>これ、この後のちの分で2条で出とる。</p>
議長	<p>2条で出とるんか。はい、分かりました。 (意見、質問なし)</p>
事務局	<p>それじゃあ意見質問等ないようすので11番の件に関しまして採決したいと思ひます。11番の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願ひ致します。</p>
事務局	<p>はい、失礼致します。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、今月は3件です。</p>
事務局	<p>申請番号014-5、農地の所在は下口羽××、登記地目畑、面積171㎡、同じく下口羽××、登記地目畑、面積20㎡、申請人は○○○○です。転用目的は進入路兼駐車場・墓地です。所要面積は土地造成191㎡、墓地1.32㎡、進入路兼駐車場171㎡です。転用理由は宅地に隣接しており進入路兼駐車場として利用および墓地の敷地として利用したい、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。</p>
事務局	<p>続きまして申請番号014-6、農地の所在は戸河内××、登記地目畑、面積63㎡、申請人は△△△△です。転用目的は合併浄化槽及び宅地です。所要面積は土地造成63㎡、合併浄化槽4.5㎡です。転用理由は宅地に隣接しており、浄化槽を新設し宅地と一帯として利用したい、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。</p>
事務局	<p>続きまして申請番号014-7、農地の所在は市木××、登記地目畑、面積96㎡、申請人は◇◇◇◇です。転用目的は車庫です。所要面積は土地造成96㎡、車庫29.9㎡です。転用理由は宅地の隣接に車庫を建設するため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上</p>

議長	<p>3件です。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは5番からまいります。三上委員さん、お願い致します。</p>
12番	<p>5番の案件ですが、場所の方ですが、県道浜作線の口羽方面、役場の方から阿須那方面に1キロくらい戻った、土居集落というところにあります。現在〇〇さんは住所にある通り広島の方に住んでおられますけど、帰って来た時に駐車場がないとか。で、墓地と合わせてこの土地を造成しておこうかなという申請になっております。土曜日に丸原委員さんと見てみましたが、チェックシートに照らし合わせても問題ないということになりましたのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。</p>
10番	<p>墓地の用地という申請になつとるんですが、この墓地は違うところにあるのをここに移転されるという判断でよろしいんですか。</p>
10番	<p>そう書いていないのでその確認は出来ませんが、改めて墓地の用地として、小さい四角で作ってあるところに作られるような申請となっております。</p>
10番	<p>これ見るとご近所に4軒か5軒民家があるんですが、今ある墓地を、新たに申請してされるならいいけど、別の場所からここに墓地を持ってこられるということになると、ご近所の方はそれを承知しとられるんですかね。</p>
12番	<p>説明でしませんでしたけど、周囲100メートルの周辺の同意は取っておられました。</p>
10番	<p>はい、分かりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>はい、その他ございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>はい、ないようですので採決に入ります。申請番号014-5の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>続きまして6番にまいります。細貝委員さん、お願い致します。</p>
3番	<p>21日に山根推進委員さんと一緒に現地を確認に行きました。届人の△△さんという方はご不在で、そのお母さんが家におられましたので立ち会っていただきまして説明を受けました。家の前に畑があるんですが、そこを今回息子さんたちが帰って来るのに浄化槽を設置したいということで、この畑を造成してそこに浄化槽を設置したいということでございました。それに併せて土地造成ということがありましたのでどうされるんですかと言いますと、その家をちょっとリフォームした時にちょっとそこらへんにどうも新設して増設されるらしい、そこがかかるとということで造成をして一部を浄化槽にしたいということで申請が出ておりましたので。まあ現地に行って確認しますと周りには何もありませんし、別に問題ないんじゃないかと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>(意見、質問なし)</p> <p>はい、ございませんでしょうか。ないようですので採決に入ります。014-6の</p>

4 番	<p>件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 014-7 に関しまして、高木委員さん、お願い致します。 それでは 014-7 を説明致します。先程の続きのご説明になろうかと思いますが、 地図確認いただきましたら◇◇◇◇という名前の宅地、じゃない家屋がある、その裏にかなり古い倉庫が建っておりました。もう半分朽ち果てるくらいのもので相当古いものだと思います。管財人さんの方で、処分を進めていく上で申請を出されたのかなという風に思っております。以上よろしく申し上げます。</p>
議長 11 番 4 番 11 番 4 番 議長	<p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。 この◇◇◇◇さんって亡くなるとるんじゃない。これ誰の車庫になるん。 所有者はもちろん◇◇さんの所有になってます。ただ管財人立てて、◇◇さんの家屋、森林、田畑、すべてを今回処分したいということで。 それで車庫作られるんです。 いや、ずいぶん昔に作ってあった。 その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし)</p>
事務局 8 番	<p>ないようですので採決に入ります。014-7 に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。 はい、失礼致します。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可について、今月は 2 件です。 申請番号 015-7、農地の所在は高見××、登記地目畑、面積は 62 m²、無償の所有権移転です。譲渡人は●●●●、譲受人は□□□□です。転用目的は駐車場、所要面積は土地造成 62 m²、駐車場整備 2 台分です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項但し書きにより許可出来るものと判断をしております。 続きまして申請番号 015-8、農地の所在は上田所××、登記地目畑、面積は 141 m²です。有償の所有権移転です。譲渡人は■●●■、譲受人は▽▽▽▽です。転用目的は駐車場です。申請理由は来客用駐車場がなく不便であるため隣地を譲り受け駐車場としたいためです。所要面積は土地造成 141 m²、駐車場整備 2 台分です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項但し書きにより許可出来るものと判断をしております。以上 2 件です。 はい、ありがとうございます。それでは 7 番からいきます。玄羽委員さん、お願い致します。 それでは申請番号の 015-7 につきまして説明を致します。この案件はですね、前回の総会で私の方から審議の保留をお願いした案件でございます。その審議保</p>

留をお願いしたのはですね、審議の中で譲受人の住所が違うというご指摘がございまして、住所を確認しますと譲受人の住所がですね、現在居住されている高見××ではなく、高見※※となっております。この※※はですね、以前□□さんがこれまた利用されていた場所でございます、私の知る限りでは 20 年近く前にですね、現在の住所、高見××に移り住んでおられます。以前の住所はですね、建物がありませんので畑となっておりますして居住はできません。それと申請事由がですね、隣接した駐車場が手狭なためとなっておりますけども、議案書記載の住所はですね、申請地の駐車場とはかなり離れておりまして申請理由との整合性もありません。そういうようなことで、住所が違う、申請事由も違うということですね、審議の対象になるような案件ではないのではないかとということで、譲受人の住所がですね、変更されるまでは審議保留のお願いをした案件でございます。それで前回の総会の後ですね、推進委員の日高さんと□□さんのところに行きお会いをしてお話を致しました。□□さんにではね、前回の審議保留の経緯と現在の住所への住所変更が確認をされるまでは審議が出来ないということを伝え、委員会での経過等を説明させていただきました。それで□□さんはですね、話をしっかりと受け止め理解をしていただきまして迷惑をかけたと、住所変更についてはすぐに行うと、そういう確約をしていただきました。そして駐車場の工事に関係しましても、迷惑をかけないように駐車場としての工事をしっかりするというところでございます。現在住所変更はですね、迅速にさせていただいておりますし、住所変更されましたとこで正規の申請ということになってですね、申請事由も合致しております。それで 1 点ですね、申請事由に拡張とございますが、これは道路ではなく駐車場でございますので拡張の間違いだと思うんですが、駐車場の拡張の工事に関しましてもですね、前回の説明で申し上げましたように近隣のトラブル、問題等まったくありませんのでどうぞよろしくお願い致します。

議長
推 9 番
議長

はい、ありがとうございます。日高さん、お願いします。

玄羽委員さんの言った通りで、問題ないと思いました。

はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に入ります。015-7 の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。

続きまして 8 番にまいります。これは私の担当区域ですので、変わってやりたいと思います。

～ 議長交代 ～

代理
1 番

そうしましたら 015-8 番について、会長、説明の方よろしく申し上げます。

場所はですね、261 号の上田所地内になります。## がありますが、その手前の方になります。前は \$\$ の駐車場でございます。そこちょっと北東から入った

代理	<p>ところに▽▽さんの家がございます。前は畑状態で現在畑と多少松の木がありましたが、まあ畑状態で管理されておるということで、■■さんの土地でございます。それを譲り受けて駐車場にしたいということでございました。チェックシートに従いまして特別問題はないという風に思いました。どうかよろしくお願い致します。小笠原委員さんとは土曜日の朝7時ですか、ちょっと私都合がつかせんで朝駆けで行ってお話を聞いております。どうかよろしくお願い致します。</p> <p>はい、ありがとうございます。そうしましたら 015-8 番について何か質問、ご意見等ございましたら挙手の方でお願いを致します。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ありませんでしょうか。そうしましたらないようですので、採決の方に入りたいと思います。議案第 015-8 について、賛成でしたら挙手の方をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。許可相当と認めることに致します。会長に変わります。</p>
議長	<p>～ 議長交代 ～</p> <p>それでは議案第 4 号、基盤強化法第 19 条、農用地利用集積計画の公告について、これは説明をしませんのでみなさんでご覧になっていただきたいと思ます。</p>
3 番 事務局	<p>これ、▼▼さんの経営面積が分からん。</p> <p>▼▼さん自体の農地の所有がなかったように思います。利用権、これで※※さんとの契約のみの部分が貸し付けで、一応このまま再設定ということでまたこれを借りたいという。</p>
3 番 事務局	<p>今なすびとかいろいろ作りよってだが、あれは誰の土地使いよってんかいね。</p> <p>この※※さんの土地をそのまま。利用権設定が切れるので、再設定ということ聞いております。</p>
議長	<p>他には借りとってない。</p>
12 番	<p>結構作とってではあります。だけえ設定なしで作とって。</p>
3 番 事務局	<p>野菜結構作とってだけえ面積が、結構借りるとは思うんだが。</p> <p>すいません、実情はちょっと分からないんですが、システムで見た時の中ではそんなに作とられる、借りとられる面積はこれくらいだったです。ので、そのような状態じゃないかなと思われます。</p>
議長	<p>三上さん、何かの折にちょこっと聞いてみて。なんぼ作りよんさるか。</p> <p>はい、それじゃあよろしゅうございますかね。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>議案第 4 号、議案として出ております。第 4 号につきまして賛成する方の挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p>
	<p>議案第 5 号、農地法第 2 条に規定する農地でない土地の証明について、事務局</p>

<p>事務局</p>	<p>よりお願い致します。</p> <p>はい、失礼致します。議案第5号、農地法第2条に規定する農地以外の土地の証明について。申請番号2、土地の所在は三日市××、登記地目畑、面積110㎡、同じく三日市××、登記地目畑、面積380㎡、同じく三日市××、登記地目畑、面積786㎡、申請人は◎◎◎◎です。申請理由は昭和50年以降まったく管理出来ておらず荒廃している、です。</p> <p>続きまして申請番号3、土地の所在は市木××、登記地目畑、面積101㎡、同じく市木××、登記地目畑、面積37㎡、同じく市木××、登記地目田、面積94㎡、同じく市木××、登記地目畑、面積79㎡、同じく市木××、登記地目田、面積84㎡、同じく市木××、登記地目畑、面積217㎡、申請人は◇◇◇◇です。申請理由は昭和46年頃から管理しておらず荒廃しているため、です。以上2件です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは2番からまいります。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>すいません、沖田委員さんの方から伺っております。申請者◎◎◎◎さん、先程もありましたように嫁がれて町内にはご不在の方であります。場所なんですが、ひとつ、××番については##というところのお堂があるところの下の山の斜面にあるところなんです。周りにも荒れた農地と思われる個所がある、まあ◎◎さんの持ち物ではないんですがあるだろうということでした。それから、続いての××、××につきましては、次のはぐっていただきまして\$\$さんの後ろ側の山手にあるところなんです。現在もう木が茂っております、とても農地として使えるところではないという風におっしゃっておられました。以上です。</p>
<p>議長 推7番</p>	<p>はい。和田委員さん、何かございますでしょうか。</p> <p>2号の申請地ですが、農地パトロールでこの周辺も歩くんですがもう、右側の位置図にあります、この区切ってずっと書いてありますが、これは全然もうどこがどうなるか、図面ではありますが山自体になっておりますので、とても畑ということにはならないと思いますのでと確認を致しました。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します。 (意見、質問なし)</p> <p>はい、ないようですので採決に入ります。農地法第2条の申請番号2番の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p>
<p>4番</p>	<p>続きまして3番にまいります。高木委員さん、お願い致します。</p> <p>それでは、引き続いての案件です。確認しますと相当荒れたというか、もう雑木が生えたような土地ばかりでした。実際の話でご説明しますと、3条に申請してある、田で申請してあるものも実は▼▼▼▼さん、受け人の▼▼▼▼さんが相当荒れてたものをこつこつと直されて、田として復活させたような経緯があります。さすがにもうここの形で2条に出てるものは手が回らんとということのようがあります。以上です。</p>

議長 10 番	はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願いします。 これ事務局への質問なんですが、先程もこの◇◇◇◇さんという方の申請人として名前が出てきた案件がありましたけども、もう既に亡くなっておるといことで、亡くなった方の名前で申請するということがある。これ実際に申請したのは、管財人が申請したんでしょ。
事務局 10 番	そうですね、管財人の方の署名といいますか、まあ代理ということで◆◆司法書士さんのお名前も書かれております。 だけえ亡くなった方が申請人になるいうことは基本的にありえん訳だけえね。人格がもうないわけだけえ。ならこれ◇◇◇◇財産保全管財人◆◆◆◆で申請してあるのが普通じゃないんですかね。亡くなった人が申請することは出来んわけじゃけえ。問題ないんですか、これで。亡くなった人が申請しとるいう文章残ってますよ、これ。まあこれ問題ないならいいですけど。
事務局	ちょっと申請書を見てもよろしいでしょうか。 すいません、申請人の方ですが◇◇◇◇さん上記相続財産管理人◆◆◆◆となっておりますので、すいません、ここの所有者は◇◇◇◇さんではありますが、申請者の方は相続管財管理人◆◆◆◆の名前になっております。
議長 事務局 10 番	なら他の案件もそう、みな。 確認します。 それなら全然、申請者のそういう形で、申請した人が実際誰かっていうのが分かるようになってる訳だから、この議案書の申請人はそれになつとらんと、ちょっとおかしいと思いますよ。
事務局 10 番	はい、そうですね。申請人のところを修正をお願い出来ればと思います。こちらの申請人◇◇◇◇さんの下の方に、上記相続財産管理人◆◆◆◆。 この2条のだけじゃのうて、3条も正規にせにゃあ。3条と4条。あれも申請人を亡くなった人にしとったでしょう、おかしいと思いますよ。所有者は相続登記をしていなければ、それは亡くなった方の所有者になっても、それはまあありえんことはないですけど。正しくないですよ、ありえんことはないけども、申請人は亡くなった人は絶対無理だけえ。そこの2条か3条か4条にもあったけど、◇◇◇◇さんが申請人になつとるのが。なかったかいね。
事務局 10 番	3条と4条。そうですね、4条にもありますので。 だけえこれは申請人はやっぱり今の2条と一緒に、訂正しとかれんと。ちょっと具合が悪いと思いますよ。
事務局	すいません、それでは3条の分、3条の譲渡人の欄のところと、4条申請人のところに相続財産管理人◆◆◆◆を、すいません足していただければと思います。
議長	その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし) はい、ないようですので採決に入ります。2条の3番の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。
休憩に入ります。50分から、あちよつと短いですね、55分からやりましょう。

～ 休憩 ～

議長

はい、それでは再開致します。議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について、事務局よりお願い致します。

事務局

失礼致します。議案第6号ですが、農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積についてということで、1枚紙を付けております。これは農地付き空き家ということで入っております、議案書の中に入っておりますのでご覧をいただければと思います。今回定めます農地ですが、井原××、井原××、同じく井原××、同じく井原××、これが1件分の申請となっております。それからもう1件ということで三日市××、三日市××、三日市××、同じく三日市××、というものがもう一つで出ております。以上2件分の申請が出ております。

議長

みなさん、いかがでしょうか。2件分出ております。

10番

井原のはこの4筆あるけど、これが1件分、1軒の空き家に付いている。

事務局

はい、井原の4筆分がまず1つ、それから三日市4筆分がもう1つという、2件分の申請が出ております。

議長

それでは議案第6号について、採決を行います。案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について、賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。下限面積につきまして次のとおり別段の面積を定めることにしたいと思います。

それでは議案第7号、国土調査法における地目認定について、これは読み上げをしませんのでみなさんご覧になって、意見質問等ありましたらお願い致します。

11番

つまらんことを聞くようなんですが、これはもう登記は終わっとるんです。これから個人が登記せにゃいけないのです。

議長

これはね、上の方の段階で全部やってくれますので、この土地を持つとる人は関係ないと思います。やってくれるはずです、地籍ですから。

11番

はい分かりました、ありがとうございます。

議長

これはきちんと減らしていきよるん。毎年地籍のあれ、出るでしょう。その分だけ面積減らにゃあおかしいだけえね。普通に考えると。そうすると減つとらにゃおかしいのに変わらん数字が出てきたということは、構うとらんということになる。

事務局

システム上は変わってくるんだと思うんですが、農地のデータというのがいろいろありますよね、元の母体となるのが。ちょっと、減らせるところは減らしていこうと思います。

議長	<p>議案第7号につきましてはよろしゅうございますか。 (意見、質問なし)</p>
事務局	<p>ということになりますと、国土調査法における地目認定については認めることに決定致します。</p> <p>議案第8号、邑南農業振興地域整備計画の変更について、事務局よりお願い致します。</p> <p>はい、失礼致します。第8号議案、邑南農業振興地域整備計画の変更についてですが、今回整理番号で言いますと8件分ございます。</p> <p>まず整理番号1、地区番号B-3、出羽ですが、今回すべて除外ということで出ております、農地の方ですが邑南町山田××、登記地目が田、面積が80㎡、土地所有者〇〇〇〇、事業計画者〇〇〇〇、理由ですが宅地拡張のため、農地区分が第1種農地、許可条項に上がると思われますのが則第33条第4号です。</p> <p>整理番号2、地区B-3、出羽、所在地邑南町岩屋××、登記地目田、面積1118㎡、同じく邑南町岩屋××、登記地目田、面積94㎡、土地所有者△△△△、事業計画者▲▲▲▲、理由は薪貯木場及び加工場、転用農地区分につきましては第2種、許可条項については法第5条第2項が当たると思われます。</p> <p>続きまして整理番号3、地区番号B-4、高原です。農地の所在は邑南町和田××、登記地目畑、面積10㎡、同じく邑南町和田××、登記地目畑、面積16㎡、土地の所有者は●●●●、事業計画者も同じく●●●●、理由は墓地です。農地区分は第2種農地、許可条項は法第4条第5項を予定をしております。</p> <p>続きまして整理番号4、地区番号B-4、高原です。農地の所在は邑南町高見××、用途区分田、面積782㎡、土地所有者は□□□□、事業計画者は■ ■ ■ ■ です。理由はバスの転回場です。農地区分は第2種農地です。許可条項は法第5条第2項が当たると思われます。</p> <p>続きまして整理番号5番、地区番号はB-4、高原地区です。農地の所在は邑南町高見××、登記地目田、面積210㎡、土地所有者、事業計画者とも□□□□です。理由は進入路および駐車場です。農地区分は第2種農地です。許可条項は法第4条第6項が当たると思われます。</p> <p>続きまして整理番号第6です。地区番号B-2、田所、所在は邑南町下亀谷××、登記地目田、862㎡、同じく邑南町下亀谷××、登記地目田、面積1115㎡です。土地所有者は▽▽▽▽、事業計画者は▼▼▼▼です。理由は太陽光発電設備です。農地区分は第2種農地です。法第5条第2項が当たるものと考えております。</p> <p>続きまして整理番号7番、地区番号はB-4、高原です。所在は邑南町和田××、登記地目畑、面積833㎡、土地所有者及び事業計画者◎◎◎◎です。理由は太陽光発電設備です。農地区分は第2種農地です。法第4条第6項が当たるものと考えております。</p> <p>続いて整理番号8、地区番号B-2、田所です。所在地は邑南町鱒淵××、登記地目田、面積675㎡、土地所有者◇◇◇◇、事業計画者◆◆◆◆、理由は個人住宅です。第2種農地、法第5条第2項が当たるものと考えております。以上8件です。</p>

議長	はい、ありがとうございました。それでは整理番号1からまいります。沖田委員さん欠席ですので事務局よりお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。整理番号の1ですが、所在は邑南町山田、場所で言いますとS字の橋が出羽と高原の間にあります、その近く、事業計画者になります〇〇さんの家の後ろ部分になります。農地を宅地の拡張に当てたいということでの申請でございます。この宅地自体も農地ぎりぎり、まあ石垣があったと思いますがそのところぎりぎりのところに建っておりまして、ちょっとあまり状態も良くないということで、何かあった時にちょっと拡張をいろいろ計画しとるところでは後ろの方に伸ばしたいということで今回除外申請を申請されたという風に伺っております。以上でございます。
議長 推7番	はい、和田委員さん、何かございますか。 別にはないです。この住宅が建てられたのが大体40年くらい前なんです、そういうことで昔の、後ろに石垣が積んでおられます。それが古くなって、その石垣をコンクリでやり変えたいということで。家から大体30センチくらいのところにブロックの壁がありまして、ブロックというか石垣が、そのついでに後ろの上の方もいろいろやりたいということで申請をされたそうなので。
議長	はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願いします。 これ一種農地というのは、こんなに狭くても一種農地になるん。なんかほ場整備、したんか。
事務局	はい、ほ場整備がしてあるくらいです。土地改良の分がかかっておりまして、全体をやられた時の部分ではないかなと。
議長	はい分かりました。意見、ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。整理番号1の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)
事務局	はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして2番にまいります。これも事務局でお願い致します。 はい、失礼致します。申請地の2ですが、場所はですね、瑞穂地域の後谷集落にあります※※さんの作業場があるところの若干岩屋寄りの方になります。かなり過去、先代、土地の所有者のお父様と、あとは※※の社長のお父さん方がなんです、かなり昔からこちらの方を使って、※※さんが使用をされておられたところで、実際には顛末書の付いた追認の案件になっております。もう今現在もアスファルトを敷いてあるような状態であるという風には分かっております。それをですね、▲▲さんという方が出羽におられるんですが、その方が薪とかをですね作られる方、まあ※※にお勤めなんです、仕事の関係等で薪ストーブを入れられた方とかですね、その薪の供給をしておられるということで、薪を置いておくと、それから加工をするところはどこかないかということでここがいいということでお話をされておられました。以上です。
議長	はい、和田委員さん。

推7番 議長	<p>別にこれは。</p> <p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願いします。 (意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に入ります。整理番号2の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
11番	<p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして3番に、整理番号3番にまいります。椿委員さん、お願い致します。</p> <p>除外申請 B-4-3、●●●●さんからお墓を新設するための除外申請でございます。申請場所は瑞穂地域の高原地区、谷川集落になります。地図をもって見てください。下の方に通っているのが邑南農道でございます。どがあとに説明していいかわかりませんが、橋から200メートルか300メートルいった付近です。実は今回の申請は、顛末書を提出される案件です。平成8年の12月頃、新設建立されました。本人さん、広島にいらっしゃいますんで電話ではございますが本人にお尋ねしたところ、墓地経営許可書とか、墓地新設同意書などの提出は、墓地の新設の許可はもらわれていたらしいんですけども、農地転用の許可を出したかどうかは分からない、それを確認せずに作ってしまいましたということでございました。この度生活の拠点を広島に移されるに当たり、住宅とか農地を整理した際にこのことに気付かれたそうでございます。今後はこのようなことのないようにと気を付けますと大いに反省されておりました。今までこのお墓の建立に関し、特に問題は発生していないということでございます。よろしくお願いします。以上でございます。</p>
議長 推8番 議長	<p>はい、ありがとうございます。北村委員さん、何かありますでしょうか。</p> <p>問題ございません。</p> <p>意見質問等ありましたらお願いします。 (意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に入ります。整理番号3の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
11番	<p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして4番に、整理番号4にまいります。椿委員さん、お願い致します。</p> <p>すいません、続いて4番と、これ5番関連案件ですので一緒にやらしてください。</p>
議長 11番	<p>はい、お願いします。</p> <p>これは邑南町の邑南バスの高原駅の移設のための除外申請でございます。申請場所は瑞穂地域の高原地区、馬場集落にあり、昔の国鉄バスの駅のところでございます。県道浜田作木線の拡張工事、現在行われておりますが、それに伴い邑南町の地域みらい課の邑南バスが□□□□さん所有の今の申請地を分筆、登記を貰い受けて、高原駅、バスの回転場が広く取られるんだと思いますけども、移転先として計画されています。これはスクールバスとか福祉バスも含まれるそうでござ</p>

<p>議長 推9番 議長</p>	<p>ざいます。現在工事されておりますので、高海自治会館の駐車場を回転場所として使われております。それから5番の方ですが、分筆して譲り渡しされたために□□さんも水田としては極めて狭いものになりますので、この際作木線から入る進入路、それから駐車場、これは4台分、子供さんお孫さん含めて4台車があるらしいんですけど、その分くらいの駐車場に、残りは庭として活用したいということでございました。新しい駅、回転場なんですけども、雨水対策は排水溝を施設し、既存の排水施設に接続するそうでございます。日高さんと訪問確認しております。よろしく申し上げます、以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。日高委員さん、何かありますか。</p> <p>お話を伺いして、何も特に問題ないと思いました。</p> <p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたら申し上げます。 (意見、質問なし)</p> <p>ございませんでしょうか。それでは4番から採決に入ります。4番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして5番の件に関しまして、採決を行います。整理番号5に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして6番、6番は私の案件ですので、変わって進めたいと思います。</p>
<p>代理 1番</p>	<p>～ 議長交代 ～</p> <p>そうしましたら整理番号6番について田中会長、説明の方お願い致します。</p> <p>場所でございますが、下亀谷で言いますとかなり上の方になります。####さんの家が出ていますんで分かると思いますが、それから上の方に向けて途中にあります。元は**さんと言いましたが、今は▽▽さんが相続をされております。今回ずっとここ作られてなくて、シルバー人材センターなんかで草刈りを毎年やっておられましたが、太陽光発電の話が出まして▽▽さんがやるということで今回申請が出ています。道路端にも田があるんですが、これを全部いっぺんにやっちゃうと送電の関係が難しいということで、今回はこの2枚に設置するということでございました。毎年草刈りんさるの見よっても大変ですし、こういうのが出来れば一番いいのかなという気はしております。特に問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。</p>
<p>代理 推6番 代理</p>	<p>はい、ありがとうございました。日野推進委員さん、いかがでございましょうか。</p> <p>別に問題ないと思いました。</p> <p>はい、ありがとうございました。そうしましたらみなさんの方で何か質問ご意見等ございましたらお願いを致します。</p>

(意見、質問なし)

ありませんでしょうか。そうしましたらないようですので採決の方に入りたいと思います。整理番号6番について、賛成でしたら挙手の方をよろしく願います。

(全員挙手)

はい、全員賛成ということで、許可相当と認めることに致します。ありがとうございました。

それですいません、ちょっと今話が出たんですが、ちょっと飛んで8番も田中会長の案件ですので、先にやらしていただきたいと思いますが。説明の方ひとつよろしく願います。

8番の案件ですが、該当農地は鱒淵になります。\$\$はちょっと図面に出ておりませんが、昔の旧道に役場の方から行きますと、旧道を馬野原方面に向け上がる道路端にあります。地主は◇◇◇◇さんですが、**の◆◆さんが家を建てたいということでございます。なかなか、場所的にはいいという判断をしておりますし、面積もこれくらいのもんかなという気はしております。本人がちょっと自分でほ場作りをしたりしとるもんで多少の誤差は出て来るかなと思いますが、測量しちゃんさるみたいですし、何とかいけるかなという気はしております。チェックシートに従っても特に問題はないかと思えます。どうかよろしく願致します。

代理 はい、どうもありがとうございました。それじゃあ続きまして日野推進委員さん、いかがでございましょうか。

推6番 なんら別段問題ないと思います。よろしく願います。

代理 ありがとうございます。そうしましたら説明をいただきましたので、みなさんの方で何か質問ご意見等ございましたらお願いを致します。

10番 8番の案件なんですけど、個人住宅と予定されとるようなんですけど、675㎡だと大体204.5坪になるんですけど、200坪の宅地って相当大きな家を建てられるのか、もしくは車庫とかそういった付属の建築物を予定しとられるんか分かりませんが、その辺は何か話聞いとられますですか。

事務局 失礼致します。一応計画では平屋の住宅になっております。有効面積のところはですね、若干ここからですね、盛土をされる予定ということで、現在予定をしているところよりは少し狭く、まあ675㎡よりは少なくなってますね、有効面積の方が想定ですと462.4㎡を想定をしております。これは先程説明がありましたように、◆◆◆◆さんの方がほ場整備を独自でされとられまして、若干農地自体の面積も狭くなっております。そここのところからまた広げるのではなくそこを有効に利用してそこから盛土をしますんで、若干面積は、有効の面積は狭い状態にまずなるというところと、あとやはりガレージ、駐車場ですね、の方も必要になってまいりますので、その部分を引いてもそれくらい大きなものではないのかなという風には思っております。今のところ計画では自宅の方は106.8㎡と、後は駐車スペースが2台分、それから車の転回場という風な計画を立てておられます。

1 番	<p>地形について報告したいと思います。☆☆☆☆さんの家から下位の★★★★さんの方に向いてですね、★★★★さんの方がかなり道路と段差がありまして、1メートル 30 くらいあると思います、道路と田んぼの段差が、かなりあると思います。それを埋めていくとですね、ちょっと使えんところはかなり広がってくる。から町道に面してますんで、町道から即進入路に行くのは、それもまた難しいかなと思っておりますんで、面積的にはあっちが欠けこっちが凹みするとちょうどいいのかなという気はしております。以上です。</p>
代理	<p>はい、ありがとうございました。他になにかご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ありませんでしょうか。ないようですので採決の方に移りたいと思います。整理番号 8 番について、賛成のようでしたら挙手の方をよろしくお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成ということで、許可相当と認めることと致します。ありがとうございます。会長に変わります。</p>
	<p>～ 議長交代 ～</p>
議長	<p>それでは 7 番に戻ります。椿委員さん、お願い致します。</p>
11 番	<p>それでは除外申請 B-4-7、◎◎◎◎さんの太陽光発電システムの設置希望のための除外申請ということでございます。申請場所は先程の、●●さんの件の近くでございます。下に、地図によれば下に邑南農道が通っております。◎◎さんが太陽光発電システムの設置を計画されて、いろいろな箇所を検討されました。傾斜が強すぎたり、新設中の町道に引っ掛かっていたり、ということで今回の申請場所になりました。今回の申請場所は今サトイモやカボチャを一部で栽培されとりますけども、残りの広い部分は自己保全管理の状態でございます。息子さんも勤務の関係から十分な応援も出来ず、将来のことを考えてこの太陽光発電を設置することに決められたそうでございます。設置に関しては周囲に排水路を設け、侵入防止柵を設置されるそうでございます。近所の皆さんにもお話をされ、また隣接する農地にも大きな影響はないと思われま。北村さんと話し合いをして私が面談をしてまいりました。よろしく申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。北村さんは。</p>
推 8 番	<p>椿さんとはちょっと日程が合わんで、私は昨日現場を見させていただきました。別段問題ないと思います。お願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。ございませんでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に入ります。7 番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。
続きまして農地法関連報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。これはみなさんでご覧になってください。お願いします。

(意見、質問なし)

はい、よろしゅうございますか。

それではその他の方に入ります。

(その他)

(1) 事務連絡

次回の総会は、10月21日(月)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印